

正規労働者と非正規労働者

(氏名)

今の日本は正規労働者が減少傾向にあり、非正規労働者が増加傾向にある。1995年に正規労働者は3779万人であり、非正規労働者は1001万人だったのに対し、2005年には正規労働者が3374万人であり、非正規労働者が1633万人であった。¹これは10年間で正規労働者が約400万人減り、非正規労働者が約630万人増えたことを示している。本レポートは、なぜ、このような状態になったのか、そしてどのような問題が起こっているのかを述べ、この問題への対策をあげていく。

コメント [TT1]: ……あった¹。
(以下同様)

初めに本レポートにおける正規労働者と非正規労働者の定義を設ける。正規労働者は一般的に正社員と呼ばれる者を指す。そして、非正規労働者はパートタイマー、雇用期限付労働者、派遣労働者、フリーターを指す。

次に正規労働者が減少し、非正規労働者増加している原因について言及していく。橋本俊詔は「格差社会」の中で以下のように述べている。

コメント [TT2]: 『格差社会』

第1の理由は不景気による企業の労働コストの削減である。不景気の場合、企業は労働コストを抑えるために賃金の高い正規労働者を解雇し、賃金の低い非正規労働者を使うようになります。また、規制緩和により派遣労働者を雇いやすくなったのも要因の1つであると言える。

第2の理由が非正規労働者の多くが失業保険(雇用保険)、厚生年金、医療保険といった社会保険に加入していない点である。社会保険に加入している場合、社会保険料は事業主と労働者で折半することになっており、労働者が加入していない場合は事業主がその分の負担を抑えることが出来るメリットがあるため非正規労働者が雇われやすくなる。

第3の理由は解雇が容易である点である。会社が事業不振に陥った時、正規雇用の場合は簡単には解雇できないが非正規労働者であれば解雇しやすい。これにより企業は労働コストの削減を行う。

第4の理由は企業が非正規労働者の場合、忙しい時間だけ雇うことが出来る点である。特に、サービス業に多く見られる。

逆に労働者側からの視点で言えば、女性の場合はこどもの年齢が小さいなどの家庭の事情によりフルタイム勤務ができない、又はフルタイムで働きたくないためパートタイムという働き方が選択されている。高齢者であれば、体力的理由から短時間労働を望む人もいる。また若者の場合、正社員になることで自由な時間が減ることを嫌い、非正規労働者と

¹ 橋本俊詔『格差社会 何が問題なのか』岩波書店(岩波新書)——2006年(参考文献・資料に詳しい情報が示されているので省略) 40-41頁。(注も最後は「。」で締めくくったほうがよい; 以下も同じ)

いう働き方を選択している者もいる。²

法的には1985年に労働者派遣が解禁されたが、この時の法律上の位置づけは専門的な業務を行う専門職であった。しかし、1999年の法改正により一部の業務を除き、どの業種でも労働者派遣が認められた。2004年3月の法改正により、製造業でも労働者派遣が解禁されたことも非正規労働者の増加の原因の1つである。³

ここからは正規労働者と非正規労働者の実態をあげ、そこから見える問題をあげていく。最初に紹介するのは「自立生活サポートセンター・もやい」に届いたメールである

メール①

「初めまして。私は以前勤めていた派遣会社が給与を支払ってくれず、生活ができなくなった為退職しました。きちんとした仕事をしたいと思っていてハローワークなども行きましたが、生活が厳しいため日雇い派遣の仕事を選ぶしか無く、それもあまり仕事が回ってこなかったり、遠い場所での集合の為交通費をだせず、満足に働くことも出来ないまま資金が底を付きました。(以下略)」

メール②

「福岡県出身の27歳男です。今、東京都新宿にてホームレスとなっています。ネットカフェにも入れない無職で本当のホームレスです。今の持ち金は20円位しかなくもうどうしようもできません。私は親と絶縁状態にあり、ここ最近は1人で人生を送り、仕事は工場などの派遣として働いていましたが仕事もうまくいかず、長続きしないため、寮生活からホームレスとなり、食事や、宿泊費ですぐに持ち金が無くなり、話す相手すら居なく、1人で東京新宿を彷徨っています。(以下略)」⁴

上記のメールは非正規労働者の中でも最終ラインに立っている人たちからのメールである。非正規労働者が最終ラインに立った時、「ホームレスになるか、悪いことをして刑務所に行くか、自殺をするか」と言った選択肢を突きつけられる。このように追い込まれた人々を救うために政府はセーフティネットを設けているはずだが、社会保障費の削減により機能しなくなった。

最後のセーフティネットである生活保護も社会保障費の削減を受け、縮小され、本来受給されるべき人たちが受け取れない状況が生まれている。

「2012年1月、札幌市白石区のマンションで42歳の姉と知的障害のある40歳の妹の死体が見つかった。姉は脳内血腫で亡くなり、電気やガスが止められた部屋で妹は凍死したらしい。昨年11月には大阪市東淀川区で31歳の女性が餓死状態で見つかった。電気やガスは止められ、冷蔵庫には食べるものはなかった。(中略)役所に生活保護の相談に行っても『仕事をしたらどうか』『家族に養ってもらえないのか』ということばが返ってくる。札

コメント [TT3]: 「このように追い込まれた人たち」(働く意思はあるのに仕事を失いギリギリの状態に追い込まれたワーキングプア)を対象としたセーフティネットは存在しなかったし、今も存在しない。確かに生活保護制度はあるが、この制度はそもそも「このように追い込まれた人たち」を想定してはいなかった、と言った方がよいだろう。社会保障費の削減による悪影響は、生活保護受給者だけでなく、様々な形で広く貧困層に及んでいる。

² 『格差社会—何が問題なのか—』(本文に書名が示されているので省略) 42-44 頁

³ 大内伸哉『雇用改革の真実』日本経済新聞社(日経プレミアムシリーズ)、2014年 104 頁

⁴ 堤末果・湯浅誠『正社員が没落する・「貧困スパイラル」を止める!』角川書店(角川 one テーマ 21) 2009年 115 頁

幌の事件では姉は3度も相談に訪れたが、非常食用のパンの缶詰を渡されただけだったという。」⁵

憲法 25 条には次のように書かれている。

「すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」

この条約で認められている生存権が上記のような人たちに適用されていれば「死」という結末になることはなかったであろう。この点は現在の日本が抱えている問題であるといえる。

コメント [TT4]: 条項

次にフリーターについて述べる。1982 年は 50 万人であった。2000 年代に入って、200 万人を超えた。しかし、内閣府の調査では 2002 年の数値で、417 万人となっている。フリーターの平均年収は 140 万円であり、生涯資金は 1 億 426 万円になる。これは最低限の生活できる程度の所得しかなく、家族を養うといった一般的なライフスタイルすら難しい状態であるといえる。⁶

コメント [TT5]: 賃金

次に正規労働者が抱えている問題をあげていく。

例①

アメリカで 2001 年の同時多発テロ以降に医師が払っている起訴保険料が高騰した。起訴保険料はこれまで 5 万ドルであったのが 18 万ドルになっていた。その医師の平均収入は年間 19 万 9 千ドルであり、保険料を払うと 1 万 9 千ドルというワーキング・プアレベルに転げ落ちていった。

例②

アメリカで 2002 年に政府が導入した教育改革「落ちこぼれゼロ法」により教育現場に競争が導入された。これにより生徒たちのスコアが教師の査定に直結するようになり、点数の低い生徒が多い先生は減給や降格などで切り捨てられていった。そんな中を生き延びるために教師たちは生徒たちにテスト問題を教える、生徒が何も書かなかった欄にこっそり正解を書く、1 時間のテストを 5 時間やらせるなどの八百長劇を繰り広げた。⁷

これはアメリカでの事例ではあるが、日本はアメリカの政策と同様のことをしていることから正社員がワーキング・プアに落ちる可能性が極めて高いと言える。

続いて、正社員が日常的に行っている「サービス残業」に着目する。本来、1 日 8 時間又は 1 週 40 時間を超えて従事すると通常の賃金の 25% 割増となる。月の時間外労働の時間数が 60 時間を超えると、割増率は 50% 以上になる。しかし、この割増賃金は支払われないことが多い。理由としては、企業が法律を知らない、法律を知っていながら守ろうとしない(ブラック企業)、企業としては適法と思いついでいるがあげられる。⁸

このような状況のなか、政府は「残業代ゼロ制度」というサービス残業の合法化を促すような制度を制定しようとしている。このような制度の制定をどのように防ぐかが今後の

⁵ 「生活困窮と生存権 「孤の時代」の自立とは」毎日新聞 2014 年 5 月 5 日「社説」

⁶ 『格差社会』140-144 頁 図 4-2、図 4-3

⁷ 『正社員が没落する』17-27 頁

⁸ 『雇用改革の真実』167-168 頁

課題である。

また、日本の教育、医療のコストは異常に高く、正規労働者であっても、非正規労働者であっても暮らしていけない現状がある。具体的には子供一人が大学卒業までにかかる費用は平均で2370万円であり、医療費の自己負担率もOECDの中でも高い。ヨーロッパでは児童手当が多く、政府が低家賃住宅を提供しており、大学の授業料が無償であるといった社会保障がしっかりしているためフラット型賃金でも暮らしていける。しかし、日本はすぐにヨーロッパのような体制になるのは難しいため、日本にとっての落ち着きどころを見つける必要が出てきている。⁹

これまで、どうして正規労働者と非正規労働者が増えたのか、どのような問題が起こっているのかを述べた。ここからはこれらの問題を解決するためにどのような対策があるかを述べる。

第1に橘木氏の考えである「職務給制度」の導入である。これは、同一労働・同一賃金という考え方で正規労働者であろうと、非正規労働者であろうと同じような仕事であれば、1時間あたりの賃金はできるだけ同じにするという政策である。これにより、総賃金の差は労働時間による差だけになり、賃金の公平性が生まれ、結果として非正規労働者の所得向上に繋がる。¹⁰

第2に同じく橘木の考えである最低賃金制度の改善である。日本の最低賃金は非常に低く、最低賃金制度と生活保護制度の逆転が起きているほどである。また、最低賃金が低い上に、最低賃金以下で働いている人の数も多いことから、最低賃金の改善は非正規労働者の改善に繋がる。

第3に既存の組合の再生である。現在、労働者VS経営側という構図のため、労働者側の言い分が通りにくい状況にある。これを打開するために労働組合を再生し、組合VS経営側の構図に戻す必要がある。組合の力を戻すことでサービス残業をはじめとする経営側の違法行為を正すことに繋がり、しいては労働市場の改善にも繋がるものである。¹¹

正規労働者が減少し、非正規労働者が増加しているなか、これまでの体制では対応しきれない問題が起きており、それに対する政府の対策が後手にまわっていた。今後、政府は労働市場の改善に有効な対策を早急に打つべきである。

コメント [TT6]: 「職務給制度」の導入とあわせて、子育てにかかわる費用・教育費・住居費・医療費など、広い意味での社会保障に対する公的支援の充実を図らなくてはならない。「職務給制度」の導入だけでは、有産階級以外は子供を育てることができなくなり、かえって国の将来を危うくすることにしかならない。将来の社会を担う子供世代の育成は、そもそも国が責任を持つべき最重要課題の一つではないのか？ただ、社会システムの大転換になるので、一挙に解決できるものではない。方向をしっかりと見定め、段階的に--ひずみや混乱を極力避けながら--移行してゆくことが重要となるだろう。

コメント [TT7]: 労働条件の改善

⁹ 『正社員が没落する』150-152頁

¹⁰ 『格差社会』162頁

¹¹ 『正社員が没落する』242-243頁

参考文献・資料

- ・野村正實『雇用不安』岩波書店（岩波新書）1998年
- ・堤未果・湯浅誠『正社員が没落する―「貧困スパイラル」を止めろ!』角川書店（角川oneテーマ21新書）、2009年。
- ・橘木俊詔『格差社会 何が問題なのか』岩波書店（岩波新書）、2006年。
- ・竹信三恵子『しあわせに働ける社会へ』岩波書店（岩波ジュニア新書）2012年
- ・大内伸哉『雇用改革の真実』日本経済新聞社（日経プレミアシリーズ）、2014年。
- ・「生活困窮と生存権 「孤の時代」の自立とは」毎日新聞 2014年5月5日「社説」

コメント [TT8]: 。がついていたり、
いなかったり。不統一は不可。

コメント [TT9]: 「」の中の「」は『』
に変える。